

＜遺留分放棄の許可＞

1 概要

遺留分とは、一定の相続人が相続に際して法律上取得することが保障されている遺産の一定の割合のことをいいます。この遺留分を有する相続人は、相続の開始前（被相続人の生前）に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができます。

2 申立人(申立てができる人)

遺留分権を有する相続人

3 申立ての時期

相続開始前（被相続人の生前）

4 申立先

- ・被相続人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・被相続人の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

5 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・84円×5枚，10円×5枚　合計470円分

6 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・財産目録1通

※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。